

引越荷物運送業務 単価契約(令和8, 9年度) 契約書案

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「甲」という。)と、〇〇〇(以下、「乙」という。)とは、赴任又は業務の都合に伴い住居の移転を必要とする甲の役職員(以下、「丙」という。)の引越荷物の運送取扱について、以下のとおり運送契約を締結する。

(引受け)

第1条 甲は、丙の赴任その他に伴う引越荷物の運送業務を乙に委託し、乙はこれを引き受けるものとする。

2 この契約において引越荷物とは、丙の所有する家財のうち、甲が特に指定した場合を除き、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1)商品
- (2)植木及び庭石
- (3)家畜その他これらに類するもの
- (4)畳、建具その他の家屋付帯設備

(業務の範囲)

第2条 この契約における乙の業務の範囲は、丙の引越に持つに関する梱包、運送及び開梱並びにその他これに付帯する一切の作業とする。

(契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までとする。

(管理義務)

第4条 乙は、甲から運送の依頼を受けたときは、作業日時その他において、詳細に丙と打合せのうえ、善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ迅速に作業にあたるものとする。

(運送方法等)

第5条 この契約における運送方法は、貨物自動車輸送によるものとする。

2 引越荷物の梱包方法は、輸送区分、輸送距離、家財の状況等を勘案の上、最も経済的な方法によるものとする。

(運賃料金等)

第6条 甲が乙に支払う運賃料金及び人件費等は、別紙単価表に基づき算出した見積書を甲に提出し、甲がこれを了解した金額とする。単価表に記載のない費用については発生しないものとする。入札金額を決定した際に、運送料金表等に割引を適用している場合には、見積書においてもこれを準用する。

2 甲が乙に支払う消費税等は、個別の運送業務ごとに前項の運賃等に法定の税率を乗じて算出し、円未満の端数は切捨てるものとする。

(運送先への引渡確認)

第7条 乙は、全ての作業が終了した場合、原則として、丙(代理人を含む。)に引越荷物等の確認を受け、引渡しを行うものとする。

(支払条件)

第8条 乙は、完了した請負業務の運賃料金及び諸料金を毎月末に、当月1ヶ月分についてとりまとめ、翌月末日までに甲に請求し、甲は請求書を受理した日から30日以内に、乙指定の銀行口座に振込手数料を甲負担の上、振込により乙に支払うものとする。

(運送保険)

第9条 乙は、引越荷物に対し運送途中における紛失、不着、破損、汚損、焼損、内容物の漏出等の事故について運

送保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第10条 この契約の履行にあたり、乙の責に帰すべき理由により丙に損害を及ぼしたときは、甲は乙に対して損害賠償を請求する事ができるものとする。但し、天災地変、その他不可抗力による場合は、乙は、甲と協議するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙が次の各号の一つに該当する場合は、催告をせずに本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本契約に違反したとき。
- (2) 甲又は乙は、甲・乙の代理人、若しくは使用人に不正行為があったとき。
- (3) 甲又乙に対し破産の宣告があったとき、又は信用不安の事実が認められたとき。

2 前項各号の1つに該当する事実が発生したときには、甲又は乙は、相手方に対する一切の期限の利益を失うものとする。

(一括再委託の禁止)

第12条 乙は業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に再委託してはならない。

2 乙は、本件業務を遂行するため、業務の一部を第三者に再委託する場合、当該第三者の行為についてすべて責任を負うものとする。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項、またはこの契約上の事項について疑義が生じた場合及びこの契約の一部について変更の必要が生じた場合には、その都度甲、乙間で協議のうえ決定実施するものとする。

2 甲及び乙は、この契約に関して当事者間に生じた紛争について、横浜地方裁判所を専属的第一審裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力排除)

第14条 甲および乙は、相手方に対して、本契約が締結された日および将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、保証しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、
- (2) 社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者

2 甲および乙は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合

- (イ) 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
- (ロ) 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
- (ハ) 情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為
- (ニ) 被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
- (ホ) その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

(3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合

3 甲および乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負わない。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
契約職 理事長代理 高橋 正史

乙